

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年8月15日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目38番地8

塚本 律

2 建築協定の名称

京都市西京区東桂坂第4地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目37番地2, 37番地3, 37番地4, 37番地5, 37番地6, 37番地7, 37番地8, 37番地9, 37番地10, 37番地11, 37番地12, 38番地1, 38番地2, 38番地3, 38番地4, 38番地5, 38番地6, 38番地7, 38番地8, 38番地9, 38番地10, 39番地1, 39番地2, 39番地3, 39番地4及び39番地5

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目37番地1

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態及びその他の事項

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び認可番号

平成 17 年 8 月 4 日第 2 号

(都市計画局建築指導部指導課)